

児童養護施設としての修道院 —中世西欧世界における社会的養護の一形態—

馬場 幸栄
(比較社会文化学専攻)

はじめに

中世西欧の修道院には児童奉獻 oblatio と呼ばれる制度が存在し、親が自分の子供を修道院へ入れて奉獻児童 oblatus, oblata¹ とし、その養育や教育の一切を修道院に委ねるという行為が12世紀頃まで盛んに行われていた。奉獻児童は家族を含む外界との接触が断たれ、すべての私財と相続権も放棄しなければならなかった。だがいっぽうで、修道院での生活に必要な衣食住のすべてが保障され、ラテン語など修道生活に必要な教育を与えられ、また分別がつく年齢²に達したときには自分の意志で修道者となるかどうかを選択することができた。

これまで研究者たちはこの児童奉獻という制度を、おもに「子捨て」あるいは「神への献げ物」という二つの視点からとらえて議論してきた。だが、そうした議論の争点は児童たちの親の行為について是非を問うものであって、児童奉獻という制度がもつ「児童養護」としての性格についての関心が十分ではなかったように思われる。児童奉獻とは、たしかに「子捨て」の受け皿であり、「神への献げ物」という宗教的性格を持つてはいたが、また同時に、行き場のない要保護児童たちに対して修道院が行っていた一種の社会的養護制度でもあったのではないだろうか。本稿は、こうした児童養護という新たな視点から、比較的史料が多く残っている11世紀から14世紀を中心に、中世西欧修道院文化に見られる児童奉獻制度を再考してゆく。

1970年代からの児童奉獻研究

児童奉獻に関する研究が盛んになったのは1980年代のことである。この頃から John Boswell と Mayke de Jong がそれぞれ独自の視点から児童奉獻についての著作を立て続けに発表し、Boswell の「子捨て」論と De Jong の「神への献げ物」論は、児童奉獻制度を理解するための二つの重要な理論として受け入れられてゆく。だが、それに先立つ1970年代には既に、Joseph Henry Lynch や Jean

Leclercq らが児童奉獻に関連した興味深い研究をいくつか発表している。

特に11世紀から13世紀にかけての児童奉獻制度の変化と衰退を扱った Lynch の研究は注目に値する。Lynch は 'The Cistercians And Underage Novices' (1973)³ において、シトー会が修道院への児童受入れ禁止を明文化していった動きをシトー会総会記録から明らかにした。また、*Simoniacal Entry into Religious Life from 1000 to 1260* (1976)⁴ では、グラティアヌス教令集註解書の記述等を例にあげながら、修道院が児童を受け入れる際にしばしば行われた金銭授受が聖職売買にあたるのではないかという当時の教会法学者たちの議論を紹介している。こうした Lynch の研究には貴重な情報と見識が多く含まれており、後続の Boswell や De Jong にも大きな影響を与えている。

Boswell の「子捨て」論

1980年代に John Boswell が提案した児童奉獻「子捨て」論は大きな衝撃をもって受け入れられた。'Expositio and Oblatio: The Abandonment of Children and the Ancient and Medieval Family' (1984)⁵ において Boswell は、児童奉獻とは古代・中世に行われていたさまざまな子捨て expositio の比較的残酷でない方法のひとつであると主張した。また、古代からルネサンスにかけての子捨ての歴史をまとめた著書 *The Kindness of Strangers: The Abandonment of Children in Western Europe from Late Antiquity to the Renaissance* (1988)⁶ では、奉獻児童を含む児童たちが被ったさまざまな困難や事件を多くの文字史料・絵画史料から描き出して、多くの読者たちに強い印象を与えた。おそらく、Boswell がとりあげた大人たちの児童たちに対する非情な振る舞いが Philippe Ariès の *L'Enfant et la vie familiale sous l'Ancien Régime* (1960)⁷ に見られる近世以前の子供観に共通する要素があった点も、彼の児童奉獻「子捨て」論が広く受け入れられた理由のひとつだったと考えられる。

De Jong の「神への献げ物」論

Boswell の研究は児童奉獻が一種の「子捨て」であったという否定的側面を読者たちに強く印象づけたが、これに対して Mayke de Jong は児童奉獻における肯定的側面をいくつもあげて反論した。De Jong は、まず 'Growing Up in A Carolingian Monastery: Magister Hildemar And His Oblates' (1983)⁸ において、カロリング時代の奉獻児童たちが将来のエリート修道者および聖職者となるべき人材として英才教育の恩恵にあずかる存在であったこと、そして当時の修道院長がいかに彼らの育成に熱心だったかを論じた。また、'Carolingian Monasticism: The Power and Prayer' (1995)⁹ と *In Samuel's Image: Child oblation in the Early Medieval West* (1996)¹⁰ では、旧約聖書サムエル記に見られるハンナが息子サムエルを祭司に預けるエピソードをとりあげて、自分の子供を「神への献げ物」として修道院に入れるという親たちの行為は当時のキリスト教社会において宗教的・社会的に認められた高德の行いであり、児童奉獻を子捨てのひとつの形態とみなす Boswell の解釈は決して適切ではないという主張を展開した。ただし、De Jong 自身も認めているように、奉獻児童に「神への献げ物」という宗教的意味合いが強かったのは 10 世紀頃までのことであり、修道院人口が爆発的に増加した 11 世紀後半以降からはそうした精神性は徐々に頹廃していった¹¹。

社会的養護としての児童奉獻

Boswell の「子捨て」論と De Jong の「神への献げ物」論は児童奉獻という制度を説明するための二つの主要な概念として広く受け入れられたが、両者の議論の関心は当時の親たちの行動をどのように評価すべきか、という点に集中していた。そのため、児童奉獻という制度をそれ以外の視点、たとえば社会的弱者としての児童に提供される社会的養護制度といった視点から積極的にとらえてみようという姿勢は欠如していた。

いっぽう、歴史家たちのあいだでは慈善活動の歴史を明らかにしようという動きが 2000 年代に入ると盛んになった。たとえば Andrew T. Crislip は *From Monastery to Hospital: Christian Monasticism And The Transformation of Health Care in Late Antiquity* (2005)¹² において、古代末期にカエサレアの修道者バシレイオス (c.330-379) によって設立された貧救院兼施療院バシレイアでは、貧者・孤児・癩病患者などの社会的弱者たちが養護されていたことを論じている。また、高橋友子は『捨児たちのルネッサンス：15 世紀イタリアの捨児養育院と都市・農村』(2000)¹² でギルドが運営したルネッサンス期の捨児養育院インノチェ

ンティを詳細に分析して、女奴隷の私生児たちが多数受け入れられていたことや、乳母や婚資の確保まで施設が児童養護のために尽力していたことを明らかにした。

さて、これらの慈善活動についての研究は、古代末期およびルネッサンスのキリスト教社会に修道院やギルドが主体となった児童のための社会的養護制度が存在していたことを示している。そこで、翻って中世の児童奉獻という制度を見つめ直してみると、そこには De Jong が論じたように優秀な修道者となるべき人材を育成するための教育機会という性格だけでなく、要保護児童たちに社会的養護を提供するための児童養護施設としての性格が浮かび上がってくる。次節以降は、比較的情報が多い 11 世紀から 14 世紀を中心に、そのことを裏付けるいくつかの史料を示しながら解説してゆく。

貧困家庭の児童、障害児、病気の児童

カロリング時代を中心として児童奉獻という制度について考察した De Jong は、修道院が将来修道者として有望な人材を確保し養成するために児童たちを積極的に受け入れ、そのための教育訓練制度として児童奉獻制度が利用されていたことを論じている。彼女はその理由として、ラテン語の学習は幼いうちから行われることが望ましいこと、子供は大人に比べて心身ともに無垢な状態であると考えられていたこと、聖職者となるためには貞潔が守られていなければならないこと、などを挙げている¹³。実際、奉獻児童として修道院に入った者たちのなかには、ベータダ (672/3-735)、ラバヌス・マウルス (c.780-856)、オルデリクス・ウィタリス (1075-c.1142)、ペトルス・ウエネラピリス (c.1092-1156) のように歴史に名を残す偉大な修道者となった者も少なくなかった。

さて、中世においてもそのような状況が一貫していたのであるならば、奉獻児童として修道院に受け入れられた児童たちは将来優れた修道者や聖職者となることが期待できるような諸々の資質を持っていることが修道院側から期待されたはずである。しかし、実際の状況は大きく異なっていた。奉獻児童として修道院に受け入れられた児童たちのなかには、貧困のために家族によって養われることが望めない児童、さまざまな障害を持つ児童、癩病を患った児童など、当時の社会における要保護児童たちが大勢存在していたのである。

そのことを示す良い史料のひとつが、クリュニーのウルリヒ (1029-1093) が 1079 年から 1087 年のあいだにベネディクト会のヒルサウ大修道院長ヴィルヘルム (1030 頃 - 1091) に宛てた書簡である。そこには、当時の親たちがどのような理由で子供たちを修道院へ連れてきていたかが詳

細に述べられている。

(親たちは)家が息子や娘でいっぱいになったり、あるいは、子供たちのなかに足の悪い者や四肢に障害がある者、耳の聞こえない者や目の見えない者、口のきけない者、背むしの者や癩病にかかった者、そのほか世の中に受け入れられにくい何らかの不具がある者がいたりすると、熱心に誓願を立てて、彼らを修道士とするために神に奉獻する。だがそれは神のためではなく、彼らはそうした子供たちを教育したり養ったりすることを免れ、他の子供たちの利益を高めているのである。もともとは正直で敬虔な動機から生まれたものでも悪用されることはあるもので、この聖なる制度もまた親たちの貪欲さによって崩壊してしまった。(残りの)家族の利益のために、親たちは背むしの子供、畸形の子供、頭の回転が遅い子供や将来に期待できない子供たちを修道院に任せているのである。¹⁴

このクリュニーのウルリヒの一節は、子供が多すぎて経済的に養い切れない貧困家庭の児童、各種の身体的障害をもつ児童、癩病のように当時被差別の対象となりやすかった感染症に罹患しているないしはその後遺症をもつ児童などがしばしば奉獻児童として修道院に入れられていたことを示している。そしてウルリヒから見れば、こうした児童たちは「将来に期待できない」存在であった。それでもなお彼らが奉獻児童として修道院で暮らしていたことを説明するためには、児童奉獻という制度が、人材育成のための教育制度としてだけでなく、要保護児童たちのための社会的養護制度の一種としても利用されていたと理解せざるをえない。

なお、Lynch は、奉獻された児童の家庭が多産であったことを示すために、児童奉獻の際に作成された誓願書の調査を行っている。児童奉獻の儀式に際しては、奉獻される児童の兄弟たちが証人として署名することが多かった。そこで Lynch はこれを利用して、1050年から1200年のあいだにフランスで作成された誓願書にみられる署名の数から奉獻児童の兄弟たちを概算した。それによると、兄弟たちの数が推計可能な61家族のうち、42家族に3人以上の息子がおり、39家族に4人以上の息子が存在した¹⁵。もちろん、これには娘たちの数は含まれていないし、すでに奉獻児童としてささげた息子がいる場合はその息子は署名を行わないので、奉獻児童の実際の兄弟姉妹の数はさらに多かったものと推測される。

また、障害児が中世の修道院に奉獻されていたことについては、De Jong も指摘しているように、「吃音のノトカー」Notker Balbulus (没912) や「不具のヘルマン」

Hermannus Contractus (没1024) と呼称された修道士たちが存在したことからも確認できる¹⁶。加えて、アンドレ大修道院の年代記作者は、新任の大修道院長が1161年にやって来た際に、さまざまな身体的障害をもつ人々もそこにいたことを描写している。

(アンドレ大修道院長は自分の修道院にいる)いびつな者たちの群れに恐れ慄いた。そのなかには、足の不自由な者、畸形の者、一つ目の者、斜視の者、盲目の者、四肢の一部が欠けた者、などがいた。¹⁷

いっぽう、癩病を患っていた児童ないしはその後遺症をもつ児童についての情報は少なく、そのためクリュニーのウルリヒの記述は、癩病の児童が奉獻されたことを示す史料として殊更に貴重である。もっとも、すでに癩病が完治していながらもその傷跡が目立つような児童は、単にその傷跡から顔面の畸形や四肢の欠如だけが描写されることがあった可能性が高いので、癩病の児童に関してはむしろ障害児として記述されていることも多いと考えられる。

ところで、もし修道院がこれらの児童を受け入れて親に代わって彼らを養護しなかったら、児童たちはどのような運命をたどっていただろうか。おそらく、中世のキリスト教世界でも、Boswell や高橋が指摘するように児童たちは嬰兒のうちに路上や川端に遺棄されたり、貧救院兼施療院バシレイアスを設立した修道士バシレイオスが嘆いたように人身売買の憂き目にあったりしたであろうことは推測に難くない。

相続権を剥奪された児童

貧困、障害、病気に加えて、中世においては親族による相続権の剥奪もまた、家庭から放逐される要保護児童を作り出す原因のひとつであった。そしてまた、そのような理由で放逐された児童の行き着く先はやはり修道院であった。

そのことを示す史料のひとつは、パリ司教オーヴェルニュのギヨームが1228年から1249年のあいだに残した記述である。この記述からは、相続権剥奪を目的として児童を奉獻する親族たちが存在していたことが確認できる。

その他(の修道士たち)は、母猫や母豚が養いきれない仔猫や仔豚のように、親や親戚によって修道院に放り込まれる。そうすることで彼らは世間から霊的にも市民としても死ぬことになり、彼らの相続の分け前は奪われて、世間にとどまる残りの者たちがそれを譲り受けるのである。¹⁸

ギヨームの記述が大袈裟でないことは、F. Donald Logan が『*Runaway Religious in Medieval England, c.1240-1540*』(1996)¹⁹ に挙げている多数の裁判記録からも理解される。Logan が取り上げた史料からは、敵対する親族はじつは修道者であると告発して、その相続権を略奪しようとする者たちの例に事欠かない。

たとえば1298年、ヘンリー・ル・チェンバレンは兄サイモン・ル・チェンバレンがウースターシャーの修道院で修道者となったと訴えて、兄の相続権を剥奪するための裁判を起こした。サイモンはこれに反論し、審議は教会裁判所から国王裁判所にまで持ちこされている。また、クラリッサ・スティルは1383年に8歳という不自然なまでに幼い頃にサマーセットの修道院で修道女となるための誓願を立てており、そのため、1389年に彼女の後見人資格をめぐる裁判が行われた。14歳になっても修道院にとどまっていた彼女は結局裁判で正式な修道女であると認定されたが、異常に早すぎる修道誓願の背景には彼女の相続権を剥奪しようという親族の目論見があった可能性が否定できない²⁰。

11世紀以降のヨーロッパでは、封建制度の確立によって長子相続制が広まっていったため²¹、相続権をめぐる親族間の争いは決して珍しいことではなかった。もし修道院に要保護児童のための児童養護施設としての機能がなかったら、相続権の奪取という明確な目的をもった親族によって標的にされた児童たちは、つねに死の危険につきまわっていたに違いない。

児童養護機能の衰退

中世の修道院が要保護児童たち、たとえば貧困家庭の児童、障害をもつ児童、病気の児童、あるいは相続権争いで放逐された児童らを奉獻児童として受け入れていたこと、そしてその結果、修道院はエリート養成のための教育機関としてだけでなく、児童養護施設としての機能も備えていたことは、上述のとおりである。しかし、成人の入会者が劇的に増加して各修道会の人口が飽和状態に近づいた11、12世紀頃からは、児童を排斥しようという考えが修道会内部から次第に強まっていった。

そのことを示す史料のひとつは、1132年から1146年のあいだにペトルス・ウェネラピリスがまとめたクリュニー会会則第35章の記述である。

クリュニー大修道院長の命令と許可なくしては、援助を与える場合を除いて、何人もクリュニー会修道士としないことを慣習として定める。(中略)なぜなら、どのクリュニー会修道院も、これまであまりに頻繁か

つ無分別に、役に立たない人々を受け入れてきたからである。農民、児童、老人、精神を患った者、そのほか何の役にも立たない者たちを無分別に受け入れてきた結果、こうした人々が大半を占めるような状況に陥ってしまったのである。²²

児童たちを「役に立たない人々」と言って憚らないこの会則は、クリュニー会が伝統的に大勢の児童たちを制限なく受け入れてきたことを示す史料であると同時に、将来修道会を牽引してゆくエリート候補のターゲットが児童から成人へと大きく転換したことを端的に示す証拠でもある。

その半世紀ほど前の1098年に設立されたシトー会が、ベネディクトゥスの『戒律』を遵守することをモットーのひとつに掲げていながら、『戒律』第59章が明確に認めている奉獻児童の受入れを早々に拒んだ背景にも、同様の理由があったものと思われる²³。1134年の総会議事録によると、修練者としてシトー会の修道院に受け入れられることが認められるのは満15歳以上の者だけとされた。また、1157年には、さらに年齢が引き上げられて、満18歳以上の者でないと修練者になることが認められないと定められた。こうしてシトー会は、奉獻児童制度を形式的に廃止してしまっただ²⁴。

シトー会に続いてその他の修道会も奉獻児童を排斥し始め、児童養護施設としての機能は12世紀以降次第に修道院から分離していった。やがて修道院文化そのものの衰退とともに、児童養護施設の機能は、高橋らが研究対象としている捨児養育院などの専門的機関へと段階的に移行してゆき、その歴史にゆっくりと幕を下ろすのである。

おわりに

11世紀から14世紀の修道院史料を慈善活動史という新たな視点で読み直したところ、児童奉獻という修道院の制度は、エリートたる修道者を育成するための教育制度というだけではなく、貧困家庭の児童、障害をもつ児童、病気の児童、相続問題で居場所をなくした児童など、要保護児童たちを養護する中世キリスト教社会における社会的養護制度のひとつの形態であったことが明らかになった。

しかし、それらの要保護児童が修道院内でどのような待遇を受けていたか、あるいは障害をもつ児童たちがどのようにコミュニケーションをとっていたかなど、取り組むべき課題は山積している。今後は、この問題をより深く掘り下げて、中世の修道院における障害者文化などについて調査を進めてゆきたい。

(注)

- 1 男性形 oblatus、女性形 oblata。「献げられた物」「献げ物」の意。
- 2 分別がつく年齢が何歳を指すのかについてはいくつかの説がある。10歳という説もあるが、結婚が認められる年齢である満15歳という説がもっとも一般的である。
- 3 Joseph Henry Lynch, 'The Cistercians And Underage Novices', *Cîteaux: Commentarii Cistercienses* XXIV (1973), pp. 283-297.
- 4 Joseph Henry Lynch, *Simoniacal Entry in to Religious Life, 1000-1260: A Social, Economic, and Legal Study* (Columbus, 1976).
- 5 John Boswell, 'Expositio and Oblatio: The Abandonment of Children and the Ancient and Medieval Family', *American Historical Review* 89 (1984), pp. 10-33.
- 6 John Boswell, *The Kindness of Strangers: The Abandonment of Children in Western Europe from Late Antiquity to the Renaissance* (New York, 1988).
- 7 Philippe Ariès, *L'Enfant et la vie familiale sous l'Ancien Régime*. (Paris, 1960). フィリップ・アリエス著 杉山光信・杉山恵美子訳『<子供>の誕生—アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』(みすず書房、1980年)
- 8 Mayke de Jong, 'Growing Up in A Carolingian Monastery: Magister Hildemar And His Oblates', *Journal of Medieval History* 9 (1983), pp. 99-128.
- 9 Mayke de Jong, 'Carolingian Monasticism: The Power and Prayer', in Rosamond McKitterick (ed), *The New Cambridge Medieval History: c.500-c.700*, vol.1. (Cambridge, 1995), pp. 622-653.
- 10 Mayke de Jong, *In Samuel's Image: Child oblation in the Early Medieval West* (Leiden, 1996).
- 11 *Ibid.*, pp. 299-302.
- 12 高橋友子『捨児たちのルネッサンス—15世紀イタリアの捨児養育院と都市・農村』(名古屋大学出版会、2000年)。
- 13 De Jong, *op. cit.* (1996), pp. 126-145.
- 14 Udalricus Cluniacensis Monachus, 'Epistola Nuncupatoria', in J.-P. Migne (ed), *Patrologiae Cursus Completes, Series Latina*, 149 (Paris, 1882), cc. 635-636; Lynch, *op. cit.* (1976), pp. 41-45; Boswell, *op. cit.* (1988), p.298; De Jong, *op. cit.* (1996), pp.299-300.
- 15 Lynch, *op. cit.* (1976), pp. 42-43.
- 16 De Jong, *op. cit.* (1996), p. 168.
- 17 Lynch, *op. cit.* (1976), p.45; Boswell, *op. cit.* (1988), p. 299.
- 18 Lynch, *op. cit.* (1976), pp. 42-43.
- 19 F. Donald Logan, *Runaway Religious in Medieval England, c.1240-1540* (Cambridge, 1996).
- 20 *Ibid.*, pp. 22-24.
- 21 城戸毅監訳『J=C= ホウルト歴史学論集 中世イギリスの法と社会』(刀水書房、1993年)、60-61頁。
- 22 Lynch, *op. cit.* (1976), pp. 44-45.
- 23 古田暁『聖ベネディクトの戒律』(すえもりブックス、2000年)、242-246頁。
- 24 Lynch, *op. cit.* (1973), pp. 285-287.

Children in the Care of Monasteries: Social Care for Children in Medieval Western Europe

Yukie BABA

(Comparative Literature and Cultures)

Many religious orders in medieval Western Europe accepted a number of children into their houses, be they from wealthy families or from poor families. Those children who were brought into a monastery for a variety of reasons by their parents were called *oblati*, meaning “offerings to God”. In a monastery, the *oblati* were deprived of any private possessions and their family inheritance to be secluded from the secular world. In return, however, they were provided everything they needed to live within this locus conclusus both materially and intellectually: food and shelter; education in Latin and where possible even the Liberal Arts; and eventually an opportunity for lifelong employment as a monk or nun.

This custom of *oblatio* or child oblation, which flourished until the twelfth century in Western Europe and then gradually declined, has been studied in literature. John Boswell described this *oblatio* as a mild form of child abandonment by their parents. Mayke de Jong, on the contrary, regarded it as a respectable holy institution, drawing its biblical model from Hannah’s dedication of her son Samuel at the temple. This paper, however, aims to review the system from a rather different aspect, focusing on the nature of *oblatio* as a form of social care for children in the medieval Western Christian society.

Keywords: children in care, social care, monasteries, child oblation, oblates